1. **はじめに**



私達がニュース発表にあたって、この記事を選んだ理由は最近色々なところで目にしたり耳にしたりする‘仮想通貨‘というものに対して、金融庁はどのような対応をしているのか深く考えるきっかけになると思ったからである。

 仮想通貨の現状は決済手段より投機的対象として利用され、ギャンブルに近いものを感

じる。どうして‘仮想通貨‘を価値のあるのもだと認める人々がいて、どのようなルールに従い流通し、またそれは安全なものなのか。今回、コインチェックから巨額の仮想通貨が流出したトラブルに加え、金融庁の立ち入り検査により、「みなし」業者や登録業者の内部管理態勢に不備が見つかった。コインチェックで起きた仮想通貨の巨額流出やビットコインの価格の乱高下などで仮想通貨への注目度が一段と高まっている今、金融庁はどのような規制又は制度的対応の検討をすべきなのだろうか。テレビやネットでも大きく取り上げられた「コインチェックの仮想通貨流出問題」をもとに、現状や今後の課題について考えていきたいと思う。

1. **現状と用語**

当時の価格で580 億もの仮想通貨の流失が起きた「コインチェック」が、ネット証券大手の「マネックスグループ」の傘下に入り、抜本的な出直しを図ることになった。なぜ流失してしまったのか、原因は社員のパソコンにフィッシングメールが送られてウイルスに感染し、外部攻撃者にNEMのサーバーへ侵入されてしまったことだ。金融庁は巨大流失問題が起きてから「利用者保護」と「仮想通貨育成」を両立させる難しさに直面し、対応に追われていた。仮想通貨流失からわずか一週間で金融庁の立ち入り調査が始められた。

金融庁は異例の速さで今回の問題にあたっていた理由は去年の四月に仮想通貨を「新たな決済手段」として認めるとともに「改正資金決済法」を施行させたからである。「利用者保護」と「仮想通貨育成」の両立を目指す、世界に先駆けた制度であったが、これが仮想通貨に一定のお墨付きを与えたものと受け止められ、その後仮想通貨市場では投機的な取引が急拡大していった。その後に今回の問題が発生したのである。

そのため立ち入り調査で確認したかったのは「補償原資の確認」であった。NEM を保有している人への支払いをするだけの資金があるかに確信を持てなかったからである。なかった場合、金融庁にも批判の矛先が向きかねないからだ。

立ち入り検査ではコインチェックの荒稼ぎぶりが明らかになった。利益の源泉は仕入れ

てきた仮想通貨を顧客に販売する際の手数料で、昨年１２月の取引総額3 兆8000 億あまりで、このうち2 割が手数料収入の発生する仮想通貨の販売であると説明、つまり、この一か月で数百億を稼いでいたのであり、補償原資は十分にあったのだ。しかし事業規模の拡大に急ぎ、セキュリティ対策がきちんとしておらず、顧客保護の意識が低かった。

そのため金融庁は交換会社としての登録拒否を検討したが、このことによって被害者に対

する補償に支障が起きることを懸念して、業務改善命令として「経営体制の抜本的な見直し」

という最後通告を出されたのだ。これは、２人で過半数の株式を持つ和田晃一良社長と大塚雄介取締役に対し、「事業を続けたいならば、経営体制やセキュリティ対策が根本的に改善されるよう経営陣や会社のオーナーシップ（株主構成）のあり方を考え直せ」ということを意味している。その結果、最終的にたどり着いたのが、ネット証券大手のマネックスグループの傘下に入り、仮想通貨ビジネスの継続を目指す道であった。

傘下に入ると、和田社長らが保有するコインチェックの株式はすべてマネックスが買収し、マネックスが社長を含む経営陣を派遣することになる。和田社長と大塚取締役は、取締役を退いて執行役員に降格し、会社に残ることになった。金融庁はコインチェック問題の後、ほかの交換会社にも次々と立ち入り検査に入り、いま、業務改善命令や業務停止命令を矢継ぎ早に出している。

仮想通貨業界に対する監督強化に対応できず、廃業を選ぶ「みなし業者」が続出した。ただ、その中でも若い世代を中心に仮想通貨の取引の熱は冷めず、１００社に上る企業が仮想通貨ビジネスに将来性を見いだして金融庁に新規参入を打診している。

1. **問題点の指摘**

まずは、 この記事から読み取れる問題点を整理しようと思う。あくまで仮想通貨流出が契機となった事件であるため、今後立てられる政策、ないしは方針に対する問題点は指摘しないものとする。

1. コインチェックが580億円相当の仮想通貨を流出してしまうという失態を犯す。
2. 仮想通貨を「新たな決済手段」とし、交換会社を登録制とする「改正資金決済法」を金融庁が施行した結果 、仮想通貨は政府によるお墨付きを得たと、 利用者が勘違いした。→ 仮想通貨の投機的取引拡大に繋がった。
3. 手数料の 2割を利益の源泉とし、コインチェックは数百億円の荒稼ぎをする。
4. コインチェックは 、事業拡大を優先させ、セキュリティ対策を後回しにした。

＝被害者への補償原資云々問題ではない。

①、③、④を見る限りではコインチェックの責任が明らかに重大だというこがわかる。問題は②である。①は、まとめると「仮想通貨を流失してまった」ということが問題点となる。 ③、④は「顧客保護意識が低いにもかわらず、荒稼ぎと囃されるほど利益拡大を優先させた」ということが問題点となる。②は「仮想通貨の投機的取引拡大」が問題点となってくるが、その責任は「金融庁」にあるのか、「利用者」にあるのか明らかではない。

「仮想通貨の育成」を名目に、金融庁は交換会社を登録制にする「改正資金決済法」を施行した。「お墨付きは与えた」という根拠はどこにもない。したがって、「勝手に勘違い利用者が悪いじゃん！」 と思えてくるのだが、それは本当なのだろうか。

『問題点の指摘』という項目なで、本項は主にこの「仮想通貨の投機的取引の拡大の責任は誰にあるのか」を明らしようと思う。

・そもそも、「仮想通貨の育成」とは何か

気になったのは、この「育成」という表現である。 記事には「育成とは何のことか」について 記事には書かれていない。従って、辞通りの「育て立派にする」という意味を当てはめ考えてみることにする。

「ビットペット(Bitpet)」という『収集して。 繁殖して。成長しよう。』と、 謳っているゲームがある。 要は、仮想通貨をペットに見立てた育成ゲームである。 公式ページでは、『一般的な収集、所蔵品のようにビットペットを購入販売取引できます』と書いてある。辞書通りの「育成」を仮想貨に当てはめみると、ゲーム(＝投機の対象)になってしまうということが、事実としてこの「ビットペット(Bitpet)」が存在証明となっている。つまり、 金融庁が立てた「仮想通貨の育成」というモットーは、言った当人は無意識ではあるが、仮想通貨を投機の対象として暗にほめかすものであったと言ってもよいだろう。

人間は、時に合理的判断ができなくなる生物ある。「勝手に勘違いした利用者が悪いじゃん！」と前述したが、むしろ、情報公開をおろそかにし、「育成」などという漠然とした表現による「改正資金決済法」を打ち出した融庁の方が、責任重大であると私達は主張したい。

・改正資金決済法の概要

　以上が、「育成」を辞書通りに解釈した場合の主張である。ところで、「仮想通貨の育成を目指す」と聞いて「おっしゃ、だれにも負けない仮想通貨を育ててみせるぜ」と、本気で辞書通りの「育成」を当てはめる輩はいるだろうか。否、いないだろう。記事とは少し離れるが、ここで再び利用者側にも非はなかったのか考察してみる。

　そこで、まずは「そもそも、金融庁が改正資金決済法を打ち出したのか。コンセプトは何なのか」といった問いを考えるべきだろう。

　改正資金決済法の施行による主たる目的は以下の通りである。

(1) 利用者保護

(2) 資金洗浄・テロ資金供与対策

　価値の記録が消失すれば、仮想通貨も消滅してしまう。そのような事態が起こらないよう、交換会社に情報の安全管理措置などを義務付けたのが、利用者保護という目的である。

　松本が用語説明で示した通り、資金洗浄(マネーロンダリング)とは、捜査機関による差し押さえや摘発逃れるための行為である。その対策を交換会社に義務付けたのが、資金洗浄・テロ資金給与対策という目的である。

　以上のことを踏まえると、金融庁は「仮想通貨を安全に、かつ日常でも使えるようにすること」が狙いではないかと考えられる。

つまり、「仮想通貨を実際の取引で使えるようにすること」＝「育成」となる。

「一般的に考えて、辞書通りの育成は考えられない」と話を進めた。したがって、「仮想通貨の投機的取引拡大」の問題は、コンセプトを読み取らなかった利用者にもあったということになる。

・まとめ

・コインチェック← 560 億円流出、利益拡大の優先、および顧客保護意識低さ。

・金融庁← 仮想通貨を「新たな決済手段」とする、「改正資金決済法」の施行、具体性の無い表現、それらによる「仮想通貨＝投機の対象 」という風潮を作り出す。情報公開の不十分。

・利用者←仮想通貨はお墨付きをもらったと勘違い、「仮想通貨＝投機の対象」という風潮に拍車をかける。

仮想通貨の流出という根本的原因はコインチェックである。仮想通貨を投機の対象にしたのは、利用者でなく金融庁であっというのが私の主張である。

1. **取られた(べきだった)対策と現在の展開**
2. **取られた(べきだった)対策**
* ３月８日の「経営体制の抜本的な見直し」

→前述の通り。

* ホットウォレットではなくコールドウォレットを使用するべきであった。

→コールドウォレットはインターネットに接続されておらず、オフライン上で仮想通貨を管理する方法である。これにより、ネット上の外部からの不正アクセスや流出を防ぐことが可能だから。またハッキングやサイバー攻撃を受ける心配がなくなる。しかし、

コストが高いことと運用手順の複雑性から即日出金などの利便性が低くなるという特徴がある。なお、ホットウォレットはインターネットに繋がれたままオンライン上で仮想通貨を管理する方法である。利便性に優れ低コストで管理できる一方、今回の事件のように、外部からの不正アクセスやハッキングのリスクが上がる。

1. **現在の展開**
* 4月6日の会見において、２か月を目安に金融庁から仮想通貨交換業の登録を取得することを目標にしている。

→サービスの全面再開を目標としている。

* コインチェックの新規株式公開(IPO)を視野に入れている。

　→株を投資家に売り出して、証券取引所に上場して誰でも株取引をできる環境を目指している。また、今信用度が落ちているコインチェックの知名度を回復する一手にもなると同時に、新規顧客の増加も見込める。さらに、内部管理体制の充実が見込めることによって、不正はもちろんのことリスクを意識した体制が実現できる。

* NEMの保有者への保証は自己資本で完了している。
* 一部の仮想通貨は出金と売却は順次再開、入金と購入は未定。
* 仮想通貨交換業の本質が銀行に近いものになってきている。

→資本の増強が必須。

* 株式市場に上場して、コインチェックを強い会社にする。

→仮想通貨に投資している若者層を株式などの資産への投資に取り組もうとしている。

→暗号資産を中核とした総合金融機関を作っていきたいという野望。

* NEMについては今後も取引を行っていく方針である。

今回のコインチェックの事件を機に、仮想通貨取引所がセキュリティ管理体制の見直しや強化を行うきっかけになり、二度とこのような流出が起こらないようきちんとした体制を整えることに期待したい。

また、現在のNEMの価格はコインチェックでの流出事件を受け、下落傾向にある。

NEMの価格はしばらく現状維持が続き、ハッキングされた通貨の売却が完了しているので上がりはじめるのではないかと考えられる。(参考URL2から)

用語

コインチェック

コインチェックとはコインチェック株式会社が運営する仮想通貨取引サービス。マネック

スグループ株式会社の完全子会社の仮想通貨交換業者である。

マネックスグループ

証券・商品先物取引業。オンライン証券最大手。マネックス証券会社と日興ビーンズ証券会

社が経営統合し、共同持株会社で2008 年に現在の社名になった。

マネーロンダリング

日本語で言うと資金洗浄。麻薬取引、脱税、粉飾決算などの犯罪によって得られた資金（汚れたお金）を、資金の出所を分からなくするために、架空または他人名義の金融機関口座などを利用して、点々と送金を繰り返したり、株や債券の購入や大口寄付などを行ったりしている。これは捜査機関による差し押さえや摘発逃れるための行為で、世界中で巨大な闇のお

として悪用されることもある。これらの行為は法律で禁止されている。

業務改善命令

金融庁が金融機関に対して行う行政処分のひとつ。金融機関の法令違反や、財務内容の悪化

などが明らかになった際に、改善・再発防止が必要な点を指摘し、業務改善計画の提出を求

める。違反が重大な場合などは、業務改善命令が併せて下される。

改正資金決済法

仮想通貨交換業者に登録制を導入し、利用者保護の観点から情報の安全の管理、利用者の保

護、紛争解決機関との契約義務について定め、また金融庁の監督についても定めている。

みなし業者

金融庁の仮想通貨取引所の認可を受けていないものをいう。

参考URL

1. “460億円を確認せよ”異例の検査の背景に何が？ NHK　NEWS　WEB

<<https://www3.nhk.or.jp/news/business_tokushu/2018_0418.html>>2018年5月2日アクセス。

1. NEM相場チャート,

<<https://www.coingecko.com/ja/%E7%9B%B8%E5%A0%B4%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%88/nem/jpy>>2018年5月24日アクセス。